

「一般名処方」について

一般名処方とは

医薬品の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載すること。供給不足の薬であっても有効成分が同じ複数の医薬品から選択が可能となり、必要な医薬品が提供しやすくなります。

当院では後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方にて処方を行う場合があります。

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。ご不明な点等ありましたら、当院スタッフまでお声かけください。ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお2024年10月より、後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金（※）をお支払いいただきます。

（先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合は、特別の料金は要りません。）

この機会に、後発医薬品の積極的な利用をお願いいたします。

※先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。

2024年9月1日

地方独立行政法人 市立東大阪医療センター